

東伊豆町新規採用職員（保健師）の勤務条件

令和8年4月1日 総務課総務係

任 用	令和8年4月1日から、地方公務員法第22条により6か月間を良好な勤務をした場合正式な採用となります。
服 務	職員は、地方公務員法により、下記のように定められています。 (1) 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 (2) 守秘義務 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (3) 飲酒運転は、懲戒処分（免職等）となる。
勤務場所	東伊豆町白田にある「東伊豆町保健福祉センター」
勤務時間	(1) 月曜日から金曜日まで 8時30分 ～ 17時15分 （7時間45分） 出退時は必ず勤怠管理システムにて打刻してください。 (2) 休憩時間は12時～13時の60分間 昼休みは交替して窓口業務を行っています。各課の指示に従ってください。
休 日	(1) 土曜日 (2) 日曜日 (3) 祝日 (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
休 暇	(1) 年次有給休暇 令和8年度中は15日間の付与 1月1日が切替日で、残日数に20日を加えた日数が翌年の年次有給休暇となります。（上限40日） (2) 特別休暇（公民権の行使、公務上の負傷、忌引き等 別紙参照）
給 与	※ 大学新卒の初任給： <u>1級29号 237,600円</u> (1) 基本給 毎月21日支給（土日祝の場合、その前日） (2) 通勤手当 通勤届の距離により算定します。 駐車場料金 5,000円上限で支給 (3) 期末勤勉手当 6月30日（期末0.37月、勤勉0.31月） 12月10日（期末1.2625月、勤勉1.0625月） (4) 時間外手当 時間外勤務に対する割増率(125% 深夜150%) 休日勤務に対する割増率（135% 深夜160%） (5) 住居手当 住居届により家賃の一部(上限27,000円)を支給 (6) 扶養手当 子13,000円 その他 6,500円
日直業務	10月以降に行います。（土・日・祝日の日直）
その他	保険・年金は静岡県市町村共済組合に加入します。 今まで加入していた健康保険等については切り替え手続きをお願いします。（加入証明書は総務課で発行します。）

(別紙) 休暇等

病気休暇

- (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病
- (2) 結核性疾患の場合
- (3) 前2号以外の負傷又は疾病（私傷病）

特別休暇

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (2) 裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合
- (3) 骨髄提供者となる場合
- (4) ボランティア活動に参加する場合
- (5) 結婚する場合
- (6) 不妊治療に係る通院
- (7) 産前休暇、産後休暇、授乳等を行う場合
- (8) 妻の出産において、入院の付添い等をする場合
- (9) 妻の出産に伴い、子の養育をする場合
- (10) 親族が死亡した場合、父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
- (11) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持、増進等の場合
- (12) 災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合
- (13) 災害、交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合
- (14) 災害時に出勤途上の身体の危険を回避する場合
- (15) 生理休暇
- (16) 妊娠中の職員が母体保持のため通勤混雑を避ける場合
- (17) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合
- (18) 妊娠中の職員の業務が母体や胎児に影響がある場合
- (19) 妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合
- (20) 保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合に職員の介助が必要な場合
- (21) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護を行う者がいないとき
- (22) 9歳に達する日以後、最初の3月31日までにある子の定められた学校の休業やこれに準ずるもの（入学式や卒業式）
- (23) 感染症予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合

介護休暇

配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病、老齢により日常生活に支障があるとき、その介護を必要とする場合

育児休業

任命権者の承認を受けて、子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。